

平成26年度 石狩市教育委員会会議（1月定例会）会議録

平成27年 1月26日（月）

開 会 10時00分

第2委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
委員長 徳 田 昌 生	○		
委 員 門 馬 富士子	○		
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
教育長 鎌 田 英 暢	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	百 井 宏 己
生涯学習部次長	武 田 淳
総務企画課長	蛭 谷 学 俊
学校教育課長	安 崎 克 仁
社会教育課長	東 信 也
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	熊 谷 隆 介
浜益生涯学習課長	開 発 克 久
教育支援センター長	西 田 正 人
特別支援教育担当課長	森 朋 代
学校給食センター長	成 田 和 幸
市民図書館副館長	丹 羽 秀 人
市民図書館副館長	板 谷 英 郁
生涯学習部参事	千 葉 則 理
総務企画課主幹	東 薫
総務企画課総務企画担当主査	高 石 康 弘

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

報告第 1 号 教職員の処分について（結果）

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告事項

①「(仮称)石狩市学校給食センター」基本設計について

② 教育委員会制度の改正について

日程第 5 その他

日程第 6 次回定例会の開催日程

開会宣告

（徳田委員長）只今から、平成26年度教育委員会会議 1 月定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名委員の指名

（徳田委員長）日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、松尾委員にお願いします。

日程第 2 議案審議

（徳田委員長）日程第 2 議案審議を議題とします。

報告第 1 号を非公開とする件について

（徳田委員長）報告第 1 号 教職員の処分について（結果）については、石狩市

教育委員会会議規則第15条第1項第1号に該当しますので、非公開案件として、後ほど審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

(徳田委員長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定しました。

(徳田委員長) 以上で、日程第2 議案審議を終了します。

日程第3 教育長報告

(徳田委員長) 日程第3 教育長報告を議題とします。

(鎌田教育長) 先月の定例教育委員会会議以降の参加行事等について、主なものを報告いたします

- 12月 25日 門馬教育委員辞令交付式
教育委員と市長との懇談
ほっかいどう学力向上事業兼ウィンターセミナー（北コミセン）
 - ・ 市内外の教員など、110名参加
- 1月 6日 第一地区教科用図書採択教育委員会協議会
 - ・ H27協議会日程（中学校用教科用図書採択）
 - ・ 義務教育小学校教科用図書の無償措置に関する法律の改正に伴う協議会規程の改正
- 1月 12日 石狩市成人式
 - ・ 対象者 548名、参加者 418名（参加率76.8パーセント）
- 1月 19日 管内教育委員会協議会教育長部会
 - ・ H27 教職員人事に関する協議管内教育連絡調整会議
 - ・ 管内教育推進計画の進捗状況
 - ・ H27 重点目標の素案説明
 - ・ H27 各教育機関の事業計画概要
- 1月 22日 H27 当初予算市長ヒアリング
- 1月 23日 定例校長会
退職校長回顧講話会
 - ・ H26退職校長：花川南中学校長、聚富小中学校長

以上です。

(徳田委員長) 只今、教育長から報告がありました。この件について、ご質問等ありませんでしょうか。

質疑応答

(松尾委員) 1点お聞きします。1月6日の第一地区教科用図書採択教育委員会協議会において『義務教育小学校教科用図書の無償措置に関する法律の改正に伴う協議会規程の改正』に関する説明があったということでしたが、具体的にはどのように改正されたのでしょうか。

(鎌田教育長) 改正の内容は、主に採択に関する地域協議会の設置など、組織に関するものです。例えば、各協議会の任期については、これまで教育委員の任期に合わせていたものが、これからは1年ごとの任期に変更されるといったような内容です。

(山本委員) 12月25日の「ひとまちつなぎ図書費贈呈式」について教えてください。

(鎌田委員長) NPO法人ひとまちつなぎ石狩からは、毎年図書費を寄付いただいております。今年度は5万円を寄付いただいております。

(徳田委員長) 他にご質問等はございませんでしょうか。

なし

(徳田委員長) ご質問等が無いようですので、教育長報告を了解ということにご異議ございませんでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、教育長報告を了解しました。

(徳田委員長) 以上で、日程第3 教育長報告を終了いたします。

日程第4 報告事項

(徳田委員長) 日程第4 報告事項を議題とします。

①「(仮称) 石狩市学校給食センター」基本設計について

(徳田委員長) 報告事項①「(仮称) 石狩市学校給食センター」基本設計について、事務局から説明をお願いします。

(成田センター長) それでは、報告事項①「(仮称) 石狩市学校給食センター」基本設計について報告申し上げます。今年度の取組状況の報告でございます。

平成26年度は整備の具体的検討に位置付けられておりまして、それに従いまして事務手続を進めてまいりました。具体的には、建設に向けての各種課題を分野別検討会として部門毎に開催し、庁内関係各課及び市内外の各種関係団体・企業等と協議を進めてまいりました。それらの成果を設計に反映させようとしたものであります。設計に係る予算につきましては、平成26年第2回市議会定例会において可決され、その後、8月12日付けで北海道建築設計管理株式会社と契約締結し、基本設計作成に着手したところでございます。

それ以降、設計事務所及び市の建築担当と共に施設の機械設備や空調設備、厨房機器や熱源の選択など、多岐にわたって調査研究を重ね基本設計を練り上げてきたところでございます。また、時期を並行して、都市計画審議会におきまして候補地の用途変更手続きについてご審議を賜り、9月30日付けで準工業地域への用途変更が決定されたところであります。

それでは、配布資料について説明いたします。

資料1ページをご覧ください。石狩市学校給食センター概要ということで、所在地は花川北7条1丁目、敷地面積は10,947平方メートル、用途地域が準工業地域、建ぺい率60パーセント、容積率が200パーセントとなっております。場所は図書館の裏になります。建物の概要ですが、鉄筋コンクリート造の2階建、1階面積が2,939平方メートル、2階面積が79平方メートル、合計で3,018平方メートルとなっております。

2ページをご覧ください。建物の位置図です。図書館裏の敷地10,000平方メートルに給食センターを建設するわけですが、建物の手前に体験農園というスペースを用意しております。こちらでは、畑などを耕して農作物などを食育に活かそうとしているところです。

3ページをご覧ください。建物の平面図です。先ほど申し上げたとおり、1階面積が2,938.85平方メートル、2階が78.2平方メートルということで、2階はこの図にありますとおり、空調機械室のみとなっております。ですから、ほぼ平屋建ての建物になります。

調理場は、主に汚染区域や非汚染区域というように明確に仕切って安全管理に努めます。この図の右側のピンク色の部分は汚染区域として、最初に食材搬入などを行い、備蓄して下処理をするエリアになります。そこで下処理をしたものを真ん中の水色の部分である非汚染区域、メインの調理エリアで調理を行い、配送

準備室から各学校に配送いたします。

午後になりますと、左側のピンク色の洗浄室において、学校から回収した食缶などを洗浄して翌日の準備を行います。

右下の緑色の部分が、我々職員や一般の外来の方が出入りするゾーンになっております。玄関から展示ホールを通り、食育室へと続いております。食育室は、教室スタイルで40人程度が収容でき、食育に関する授業などを展開する予定です。

基本設計の成果として、当初の私どもの想定よりも大幅に面積が縮小されておりますけれども、それでも、事前に市教委からお示ししております、新センターにおける事業展開に係る必要最低限の機能は確保されているところでございます。

したがって、食育に係る施設面積も狭くなりましたが、給食センターの機能を果たすため、りんくる等と連携して食育推進事業などを展開していこうと考えているところでございます。

新学校給食センターの基本設計についての中間報告は以上です。

(徳田委員長) ありがとうございます。只今の事務局の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

質疑応答

(門馬委員) 平面図の左側に洗浄室という場所があり、その左下にノロ対策室という部屋がありますが、具体的にはどのようなことをするのでしょうか。

(成田センター長) これは、学校に給食を配送した後に、ノロウィルス感染の疑いがある児童生徒が確認された場合、ウィルスの感染を防ぐために、その学校の食器や食缶などを洗浄するための部屋です。ここで洗浄された後に、一般の洗浄室に運びます。あまり使用事例はないのですが、安全確保のために義務付けられております。

(門馬委員) こうした部屋を設けることは義務付けられているのですか。

(成田センター長) はい、安全対策のガイドラインがあり、そこに義務付けられております。

(門馬委員) ノロウィルスに感染した恐れのある生徒が確認された場合というご説明でしたが、その日の給食を食べてすぐに嘔吐などの症状が出るわけではないと思います。具体的なイメージが浮かばないのですが。

(成田センター長) 理想としては、体調のすぐれないお子さんは学校を休んでいただくのが良いのですが、自覚症状がないために登校する場合もあり、午前中に急に体調が悪くなったというような場合には、先生方も気に留めますので、そのような報告がセンターにあった場合には、その学校分だけを除菌して洗浄するということがあります。

(武田次長) 私から補足します。学校で給食を食べているときに具合が悪くなっ

た児童生徒が、そのまま食器に嘔吐してしまうケースもあります。また、その近くで嘔吐した場合なども、飛散することがありますので、ウィルス感染の疑いがある場合は除菌などが必要になります。

（徳田委員長）学校給食は、事故があった場合に検査ができるように、調理後一定期間保管する義務があると聞いたことがあります。それを保管する場所はノロ対策室ですか、それとも別の場所なのでしょうか。

（成田センター長）日々、仕入れた食材と調理後の給食は、それぞれの部屋に設置されている冷凍庫に保管します。保管する期間につきましては、学校給食の衛生管理の基準において2週間以上と義務付けられており、本市では2週間保管した後に廃棄いたします。

（松尾委員）一般の調理エリアで調理する食数と、アレルギー用の食数の比率はどの程度なのでしょうか。

（成田センター長）市内のすべての小中学校の給食数は、1日あたり約5,000食ですが、アレルギー対応給食については、これから必要数を絞り込んで対応することになります。現在、重度のアレルギーを持っている児童は4名となっており、重度ではありませんが何らかのアレルギーを持っているお子さんは90名程度おられます。今後、この90名のお子さんをさらに絞り込んだ数が、アレルギー対応給食の対象者数となりますので、これよりも少なくなると考えます。

（松尾委員）そうすると、アレルギー食調理室は設計上のスペースがあれば十分足りるということですか。

（成田センター長）そのように考えております。

（門馬委員）これまでの給食センターは、ガラス張りになっている調理室の外側から見学するというものだったと思います。本市がこれから建設する給食センターは、近隣では最新の施設になると思いますので、学校関係者などの見学希望者が多数訪れると思いますが、平面図をみたところ、非汚染区域は外から一切見えない構造になっているのではないのでしょうか。その場合に、見学者にどのように対応するのかという疑問があるのですが、いかがでしょうか。

（成田センター長）我々としては、2階部分から広く調理室を見ていただくということが理想でしたが、様々な要件のため、規模を縮小せざるを得なくなりました。このことについては、大変心苦しく感じております。

今現在は、1階部分に食育室を予定しておりますが、ここからは直接調理室を見ていただくことができませんので、施設内部にカメラを設置して、モニターでそれぞれの部屋をご覧いただくことを考えております。

（門馬委員）食育室の使い方についてお聞きします。これは当初、一般市民を対象に食育活動を行う施設として、調理機能も持たせる予定だったと記憶していません。結果的に40名程度を収容するスペースになったわけですが、ここでは具体的

にどのような活動を展開するお考えなのでしょうか。学校の子どもたちがここで学習するようなことも考えているのでしょうか。

（成田センター長）食育室につきましては、スクールバスを利用して、1学級程度の児童生徒に来ていただき、集中的な食育の授業を展開したいと考えております。当初は、地場産物を利用した親子料理教室なども考えておりましたが、それについては、りんくるなど既存施設の調理場を利用することなども考えておりますし、座学であれば食育室を活用したいと考えております。また、健康面での食育に関しても保健福祉部と連携して、運動メニューや食事メニューなどの指導を展開していきたいと考えております。

（山本委員）先ほど、2週間分の食料を保存しておくというご説明がありましたが、一般家庭で災害時用に備蓄している食料は賞味期限が近付くと食べることとなりますが、施設の保存食は賞味期限が過ぎると廃棄されるのでしょうか。それとも、食材によっては給食の際に提供されることがあるのでしょうか。

（成田センター長）先ほどのご説明で、若干言葉足らずの部分があったかもしれませんが、ので補足いたします。先ほど申し上げた冷凍保存と言いますのは、実際に給食センターで調理した給食や食材などを保存するというもので、これは、仮に食中毒が発生した場合に、調査のためにこれらの保存物を保健所に提出する義務があるためです。そのため、2週間程度冷凍保存しておくというご説明でした。

只今の山本委員のご質問ですが、給食は当日仕入・当日調理が大きな原則となっています。ですから、食べさせるための食材を備蓄することはほとんどありません。備蓄できる食材としては、若干冷凍食品がありますが、2週間といった長期間は保存いたしません。ただし、今回から始めます自家炊飯に関連して、米を2～3日分備蓄しておくことが可能になりますので、仮に災害などが発生した場合は、一度に5,000食分のご飯を3日程度炊くことが可能となります。

（徳田委員長）私からも2点お聞きします。この建物自体は、十分な面積を得られなくても、これまで以上の良い機能になるものと思っております。

はじめに敷地のことについてお聞きします。新給食センターの敷地を準工業用地域に用途変更したということですが、将来的に他に転用される恐れがあるということをご想定して、準工業地域にしている敷地がほかにもあるのでしょうか。

次に、資料2ページの位置図で外来用駐車場の横に×印が記載されている箇所がありますが、何か計画が中止されたということでしょうか。

（成田センター長）まず、この1画だけ準工業地域に変更したのは、現在の建築基準法上、給食センターは工場扱いになるためです。給食センターは教育施設ですので他意はないのですが、準工業地域でなければ建設することができないために、やむなくこの1画のみを変更しました。普通、準工業地域は工場を建設できるのですが、本市が都市計画をコントロールする中で、この地域に教育施設

以外の建物を建設することは認めませんので、今後、民間の工場などが建設されることは無いと考えております。

次に、位置図に記載されている×印ですが、特別な意味はなく、設計上の記載と考えます。この場所については、予定どおり外来用駐車場として使用することになります。

（徳田委員長）他にご質問などございませんでしょうか。ご質問等が無いようですので、報告事項①を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、報告事項①を了解いたしました。

報告事項② 教育委員会制度の改正について

（徳田委員長）報告事項② 教育委員会制度の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

（蛭谷課長）私から、報告事項② 教育委員会制度の改正について説明申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が本年4月1日付けで改正されることとなり、それに伴い教育委員会制度が変わります。本日、お手元の資料4～5ページにその概要を、6～7ページに文部科学省からの資料を添付しております。

4ページをご覧ください。今回の法律改正に伴い大きく変わるポイントについて順にご説明いたします。

はじめに、1 新「教育長」の新設です。現在は、教育委員会の中で教育長を決めておりますが、改正後は市長が議会の同意を得て直接任命する形になります。そして、この教育長の役割といたしましては、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するということになります。具体的には、教育委員会会議の主宰者、または、教育行政の具体的な事務の責任者となります。また、事務局の指揮監督については、現在の教育長の役割をそのまま引き継ぎ、結果といたしましては、現在の教育委員長と教育長の役割を担うことになります。任期については3年。他の委員の皆さまについては、従来どおり任期は4年となっております。教育長の身分につきましては、現在、地方公務員法では一般職の位置付けとなっておりますが、任命にあたりまして市長が議会の同意を得て直接任命することから、地方公務員法上は特別職の公務員という扱いになります。

次に「2 教育長へのチェック機能と会議の透明化」ですが、今申し上げたように新しく置かれる教育長は教育委員会を代表いたします。非常に権限も大きくなりますので、教育長判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集といったことが可能となります。また、こうしたことから、教育委員の会議におけるチェック機能の強化が必要となり、教育委員定数の3分の1以上から会議の招集請求があった場合には、会議を開くこととなっております。また、教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理執行状況について報告を求めることができるようになります。また、会議の透明化ということで、会議録を作成し、これを公表するよう努めることという規定が新たに加わっております。

次に「3 「総合教育会議」の設置」ですが、地方公共団体の首長が教育に関する大綱や重要な案件について教育委員会と協議・調整を行うための「総合教育会議」が設置されることになり、この主宰者は首長となります。会議の構成員は、地方公共団体の首長及び教育委員となりますが、案件によっては、必要に応じて外部有識者等の意見聴取者の出席を要請することも想定されております。この会議における協議・調整事項につきましては、①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置となっております。

次に「4 教育に関する「大綱」の策定」ですが、大綱とは教育の目標や施策の根本的な方針を示すものであります。大綱の策定期間につきましては、各市町村の判断によりますが、一般的には首長の任期や教育振興計画の期間を踏まえ、4～5年の期間を想定しております。大綱策定にあたりましては、総合教育会議において首長と教育委員が協議・調整を行い、その整った内容について首長が策定することとされております。首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行することとなります。

以上が、この制度改正の概要でございますが、この新制度移行に向け、本市といたしまして、今後の取組について資料の5番目に「その他」ということで記載させていただいております。

まず、新「教育長」の設置についてですが、この度の法律改正において、附則によって経過措置が設けられており、現在の教育長が在職する期間においては、現行の教育長が従来どおり在職します。したがって、委員会制度も現行の制度がその期間は引き継がれます。

総合教育会議につきましては、法の施行後速やかに設置されます。今年は5月に首長選挙を控えておりますが、大綱を策定するため、会議の事務局となる市長部局の関係課と調整を行い、会議開催の在り方や大綱の項目について協議を行う予定となっております。

次に、制度改正に伴う関係規程の整備ですが、まず、条例につきましては3月

上旬に開催予定の平成27年第1回市議会定例会に必要な規定整備を提案すべく、教育委員会会議2月定例会に条例案の内容についてお諮りしたいと考えております。現在、市長部局と調整しておりますが、想定されております条例の内容といたしましては、教育長の給与・勤務条件など、身分が一般職から特別職に変わることに伴い必要となる規定、加えて、法律改正に伴い条例で引用しております条項番号の変更などの改正を想定しております。また、教育委員会規則につきましては、教育委員会会議3月定例会に提案を予定しております。規則につきましては関係規程のリストアップ、また改正の方向について検討作業を進めているところでございます。私からは以上です。

（徳田委員長）ありがとうございました。只今の事務局の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

質疑応答

（門馬委員）3番目の総合教育会議についてですが、協議・調整事項として3つの項目があるとの説明がありました。「③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」については、緊急の場合を想定しておりますので、そうした事案が生じた時に、その都度招集されるのだと思いますが、「①教育行政の大綱の策定」と「②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策」については、年に2～3回くらいの開催かと思うのですが、実際にはどの程度の頻度で行われるとお考えでしょうか。

（蛭谷課長）3番目の事項については、委員仰せのとおり、その都度必要に応じて招集いたします。その他の事項につきましては、予め大綱策定などのテーマをもって、計画的に招集することになるかと思いますが、2番目の事項につきましては、社会経済情勢の変化、または国・関係行政機関から、例えば教育行政に対して影響を及ぼすような課題が生じた場合については、首長がどのように受け止めて判断するかによっては、不定期に招集されることも考えられます。なお、会議の開催回数などにつきましては、今後、市長部局の担当課と協議したいと考えておりますし、その内容につきましては勉強会などの場で情報提供させていただきたいと考えております。

（松尾委員）門馬委員のご質問に関連するのですが、総合教育会議の開催のあり方については、どういったことを具体的に取り上げるかといったことや回数を含めて、今後協議するということだと思いますが、しかるべき時期に事務局案をご提示いただけたらと考えてよろしいのでしょうか。

（蛭谷課長）総合教育会議のあり方についてのご質問ですが、会議の開催に関する基本的なルールにつきましては、市長部局が決定することになるかと思いますが、そのプロセスにおいては、市教委と十分協議して定めることになるかと

思います。また、この基本的なルールにつきましては、要綱という形式によるのか、あるいは他の方法とするかは別にいたしましても、明文化することになると思います。只今ご説明いたしましたとおり、この会議の基本的な構成員は首長と教育委員となっておりますが、その折々の学識経験者の招集のあり方などについては、首長がどのようにお考えになるのかということも含めて協議が整った段階で、書面あるいは資料という形でお示ししたいと考えております。

（徳田委員長）私から1点お聞きしますが、5番目の条例に関しては、市議会の3月定例会で決定するということだと思いますが、規則に関しては3月の教育委員会会議で審議して決定すると考えて良いのでしょうか。

（蛭谷課長）関係規定の整備に係るご質問についてお答えいたします。

はじめに、条例につきましては、市議会の議決事項となっておりますので、議会の審議を経て決定されます。一方、教育委員会規則につきましては、決定権が教育委員会にございますので、この会議に規則の改正案を提案し、ご審議いただいた後に決定いただきます。

（徳田委員長）それでは、3月中にすべて決定するということですね。

（蛭谷課長）法改正に伴い必要なものについては、3月中に改正をいたします。

ただし、今回の法改正には経過措置があり、現教育長の任期中は従来の制度を適用できますので、今後は管内の市町村の状況なども研究しながら、場合によっては年度を跨いで、随時教育委員会会議にお諮りすることもあり得ますので、その際にはご審議をお願いしたいと考えております。

（松尾委員）今、委員長からお尋ねのあった3月の教育委員会会議に提案予定の部分は、いただいた資料の2番目のところに付随して必要になってくる改正ということでしょうか。

言い換えると、2番のところで様々な対応が必要になってくるので、基本的には3月の教育委員会会議定例会で提案されるけれども、場合によっては、今後の研究の必要などから3月ではなく、随時提案される可能性もあると考えてよろしいのでしょうか。

（蛭谷課長）松尾委員のご質問にお答えいたします。まず、新教育長制度に移行する部分について必要な改正を行います。その施行日については、法律同様経過措置がありますので、直ちに4月1日には改正にならないものもあります。しかし、制度上こういう形に移行しますので、その前提で今のところは進めたいと考えております。それから、条番号の変更につきましては、有無を言わず法律が変わりますので、もしもこの番号を引用している場合につきましては、4月1日に向けて改正作業を進めたいと考えております。

今研究中の部分につきましては、松尾委員仰せのとおり、細かい部分で実務に応じて規定を整備した方が良い場合もありますので、これについては引き続き研

究させていただきたいと考えております。私からは以上です。

（徳田委員長）松尾委員のご質問に関連するのですが、3番目の総合教育会議の設置というのは条例の中で規定するのでしょうか。それとも規則で規定するのでしょうか。

（蛭谷課長）今回の法律改正で、総合教育会議の設置については規定が整備されておりますので、設置の根拠は法律にございます。市町村がどういった形式で規定を定めるかというところは決まっていないところです。ですから、極端な言い方をすれば、規則に定める、要綱に定める、または、そういう形式を取らないで決裁の決定行為で定める。こういった形式的な部分というのは、色々な方策が考えられております。必ずしも条例でこの設置について規定しなければならないということはございません。

どういう形が適切かということも含めまして、今後、市長の関係部局と協議しますが、最終的には市長部局において何らかの手続きで定められるものと考えております。

（門馬委員）今回の教育委員会制度の改正の趣旨は、大津市でのいじめ事件を契機にして、現行の制度に問題があるからあのような事件が起きたのではないかの議論が起こり、結果的に制度が改正されたわけです。

私は、4年間本市の教育委員を務めてまいりましたが、この間本市の教育委員会はどうだったのかと考えた時に、今回の制度改正で義務付けられた項目は、ほとんどがしっかりと行われているわけです。教育長へのチェック機能と会議の透明化は、会議録の公表も含めて行われていますし、市長部局と教育委員会の連絡調整機能も風通し良く行われています。

こうした状況を見ますと、もう既に本市の教育委員会は、改正の趣旨に沿った事務事業を展開してきていると思います。以上、感想を申し上げます。

（徳田委員長）只今の門馬委員のご感想について、何かご意見はございませんか。

（鎌田教育長）昨年暮れの市長懇談会において市長がおっしゃっていたように、従前から本市では市長部局と教育委員会の連携は十分果たされていると考えております。今回の制度改正の契機になったのは大津市の問題だと思いますが、全国のエデュケーション委員会と自治体が同様であるとは考えておりません。そういう流れを受けて施行されるものとは思っておりますが、制度が改正になるのは事実でありますので、これからも良い関係を守りながら執り進めてまいりたいと考えております。

また、制度改正を意識しすぎて枠にはまることのないよう、執り進めていきたいと考えております。

（徳田委員長）他にご質問はございませんでしょうか。ご質問が無いようですので、報告事項②を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、報告事項②を了解いたしました。

(徳田委員長) 以上で、日程第4 報告事項を終了いたします。

日程第5 その他

(徳田委員長) 日程第5 その他を議題とします。

事務局から何かございますか。

(千葉参事) 私から、平成26年度石狩市教職員研修ウィンターセミナー及び北海道学力向上推進事業のアンケート結果についてご報告いたします。

補足資料をご覧ください。集計の結果、選択式の項目の中では、特に『発表校、発表地域の学力向上の取組が参考になった』あるいは、『学力向上や生活習慣の確立の取組への意欲が高まった』という項目について、「そう思う」という回答が非常に多くなっております。

続いて、自由記述の結果ですが、『札幌市の学力向上に対する取組の内容を聞くことができ参考になった』というものがあり、こちらについては、これまで石狩教育局管内では機会が無かったことですので、局として非常に大きな取組であったということになります。続いて『実践発表から、授業改善や学習規律の徹底及び家庭学習の推進など、自校において取り組むべき具体的な内容について視点をもつことができた』、『実践発表から、学力向上を進めるためには、小・中連携の視点も重要であることが理解できた』、『学校と保護者、地域が一体となって取り組むことが指導の効果をより高めることをあらためて確認できた』という成果がまとめられて記述されておりました。

一方●印の部分ですが、『ワークショップやグループ協議の時間を設定すると、さらに学力向上に対する取組についての理解を深めることができた』、『「学校の取組」の発表は個人としての考えではなく、学校が一体となった実践を発表すべき』、『時間が30分オーバーしたことについて、内容をカットするなど臨機応変に対応してほしい』という運営上の課題について指摘をいただいております。

このことに基づいて、来年度再度教職員研修の運営方法等を整理していきたいと思っております。

最後に※印の部分ですが『学力向上について、学習規律や授業づくりの他に、子どもの学ぶ意欲を引き出すような教師の関わり方についても今一度見直す必要があるのではないかと感じている』というご意見。特に教育施策として、学習規

律や授業改善について強調して推進して参りましたが、一方で、子どもとの人間関係づくり・意欲づくりということについては、そちらを強調すればするほどおろそかになると勘違いされる部分もありますので、そうではなくて、そういうことをいつもどおり進めていただきつつ、学習規律や授業づくり・改善をしていただきたいということを改めてお伝えしていく必要があると考えております。

多くの教育委員の皆さまにご参加いただき、ありがとうございました。

私からは以上です。

(徳田委員長) 只今のご説明について、ご質問等はございませんでしょうか。

質疑応答

(門馬委員) 当日は大雪の降るあいにくの天気でしたが、石狩管内から多くの先生方が熱心に研修に来られたことは素晴らしいと思いました。ただ、大きなホールでステージの上から一方的に説明を受けるというだけでは、もったいない気もしました。質問の時間を取っていましたが、あの状況ではなかなか質問しにくいのではないかと思います。参加者アンケートの●印のところに指摘が書かれていますが、次回開催の時には、こうした意見を参考にされると良いと思います。

例えば、全体で聞くのはモデル校1校として、あとは個室に分かれてそれぞれのグループ内でディスカッションをするような形にした方が、より参加して良かったという効果が得られるのではないかと思います。

●印の2つ目『「学校の取組」の発表は個人としての考えではなく、学校が一体となった実践を発表するべき』というのは、どなたの発表のことか想像が付きません。確かにこういう感想もあると思いますが、あの発表の内容は非常に興味深いものでした。違う視点からの画期的な発表だったと思います。もしも、小さなグループで発表していたら、活発な討論がされたのではないかと思います。

感想は以上です。

(松尾委員) 私も感想を申し上げます。私も非常に内容が充実した研修だったと感じました。門馬委員がおっしゃっていたことですが、当然、組織として学校として一丸となって取り組むことも大事だと思います。ただ、一方では、個としてそれぞれ見つめ直して、研鑽を積んでいただくことも重要だと思いますので、両方あって良いのではないかと思います。

昨年のウィンターセミナーにも参加させていただきましたが、その時はグループでお話をする場面も設けられていたように思います。今回は、石狩教育局との連携事業ということで、伝える内容の方が通常より多くなったのではないかと思います。門馬委員のおっしゃるとおり、自分が主体的に関われる度合いが高くなるワークショップやグループ討議も非常に有意義なものだと思いますので、そういった手法も次回以降取り入れながら、より一層ご検討いただければありがたい

と思います。

（徳田委員長）私もお二人と同じ感想を持っております。今回は、石狩教育局との共催でしたから、あまり石狩市独自で自由に行える余地が無かったのではないかと思いますので、次年度以降は、只今のご意見を参考にお考えいただければと思います。

（徳田委員長）他にご質問などはございませんでしょうか。

なし

（徳田委員長）教育委員の皆さまから何かございますか。

なし

（徳田委員長）以上で、日程第5 その他を終了します。

日程第6 次回定例会の開催について

（徳田委員長）日程第6 次回定例会の開催日程を議題とします。

次回については、2月13日の金曜日、10時00分からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

（徳田委員長）以上をもちまして、公開案件は終了します。

非公開案件の説明員以外の方は、ご退席願います。

【非公開案件の審議等】

11時10分～11時15分

閉会宣言

（徳田委員長）以上をもって、1月定例会の案件は全て終了いたしました。
以上で、平成26年度教育委員会会議1月定例会を閉会いたします。

閉 会 11時15分

【非公開案件の審議等の結果】

報告第1号 教職員の処分について（結果）

原案どおり了解した。（質疑等省略）

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成27年3月10日

委員長 徳田 昌生

署名委員 松尾 拓也